

I. 新型コロナウイルスに関する基本的要求

1. 憲法をいかした新型コロナウイルス対策をすすめること

(1) 新型コロナへの対応にあたっては、日本国憲法を順守し、いかす立場ですすめること。

- ① 憲法第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、地方自治法第 1 条の 2「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」の立場を貫くこと。
- ② 国の責任で医療提供体制や保健所・公衆衛生機能を拡充すること。地域による格差を解消する対策と財政補償を行うこと。
- ③ PCR 検査拡充に必要な不可欠な保健所等の人員増など、機能を抜本的に拡充すること。陽性者の「隔離・保護」に必要な施設や人員等の体制を速やかに拡充すること。

(2) 誰もが安心して生き、暮らせる社会を実現すること

- ① 自粛や休業要請に対しては、国の責任で補償すること。住んでいる地域で格差が生じないようにすること。
- ② 正規・非正規、ジェンダーによる雇用不安や賃金格差などを解消すること。
- ③ 失業や解雇などに対応する行政・制度を拡充すること。

(3) 生活必需品、医療・福祉等の不可欠品、食糧生産などを国内生産できる体制を確立すること。

- ① 新型コロナの世界的感染によって輸入にも大きな影響があったことをふまえ、マスクや防護服など医療必需品の国内生産体制を確立すること。
- ② 小麦や大豆のほとんどを輸入に依存している体制をあらため、食糧自給率を向上させること。

(4) 新型感染症などの緊急時にも対応できる公的責任の役割を発揮できる体制を確立すること。

- ① 保育・学童保育でも感染拡大の恐れがあるにもかかわらず、小中高の一斉休校要請と対応を異にした問題点や対応のあり方について検証し、今後の在り方を見直すこと。
- ② 保育・学童保育の公的責任を明確にし、子どもと保護者の願いに応える体制拡充と直営化をすすめること。
- ③ 増加傾向が顕著な生活保護、児童相談、DV 被害、子どもの権利侵害に対し、自治体において適切に対応がはかられる制度拡充と人員体制（人材育成を含む）を確立すること。
- ④ 給食調理・用務など学校現業の充実をはかり、安全・安心の学校環境を確立し、子どもたちの学びと居場所を保障すること。緊急事態時にも対応できる労働条件を確立すること。
- ⑤ 清掃、水道、公共交通、消防をはじめとした生活インフラ・ライフラインなどに従事する公務・公共関係労働者が役割を発揮できる賃金と労働条件を確立すること。
- ⑥ 生活支援策として「水道料金の減免」措置を講じている自治体（水道事業体）及び市町村議会に対し、公衆衛生にかかわる事業に遅滞を生じさせることの無いよう責任ある対応をすること。

(5) 誰もが安心して働ける職場環境、労働諸条件改善を行うこと

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止にともなう職員の勤務体制の変更、勤務時間や休暇の変更など労働条件にかかわる変更については住民サービスへの影響を考慮し、関係職場の理解に努め、労働組合との協議、合意の上で行うこと。
- ② 感染拡大防止策として実施された「在宅勤務（テレワーク等）」については、情報管理や労働時間管理のあり方等、労使による検証を実施すること。
- ③ 保健所及び地方公衆衛生研究所等における長時間過重労働が是正されるよう、実効性ある体制強化に必要な人員体制の拡充に向け、十分な財政措置を迅速にはかること。
- ④ 精神的緊張度が高い新型コロナウイルス感染症に関係する業務（検査・治療・看護・相談・児童相談・窓口対応・介護・ごみ収集等）の特殊性及び危険性を考慮した処遇（特殊勤務手当の支給など）の拡充を図ること。
- ⑤ 新型コロナウイルスに「職員が感染した場合」及び「風邪症状等が出現した場合」、「保健所から濃厚接触者に指定された場合」など、感染症拡大を防止するための休暇等は、全ての職員（一般職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員等）に有給で適用すること。
- ⑥ 正規・非正規を問わず、保育所・幼稚園や介護施設等を利用する家族を抱える職員について、当該施設が休園・休所となり、職員が休む必要のある場合に特別休暇を付与すること。施設が閉所でなくても通所を自粛する場合に「学校等の臨時休業等に伴う特別休暇」等を適用すること。また、自宅待機など勤務の取扱いを明確にし、周知すること。
- ⑦ 休校、閉館等で業務がなくなる職員（特に非正規雇用職員）等について、別の業務を担当することも含め、職場合意で進めること。とりわけ、自宅待機とする場合は有給とすること。
- ⑧ 新型コロナウイルス対応により自治体の財政不足を招くことがないように、国に必要な財政措置を求めるとともに、財政不足を理由とする職員の労働条件の引き下げを行わないこと。
- ⑨ 自治体病院と公的医療、介護施設の公的支援における新型コロナウイルス対応等に係る急激な収入減に対し、国に必要な財源の確保を求めるとともに、すべての自治体病院等において財政不足を理由とする職員の労働条件の引き下げを行わないこと。
- ⑩ 感染拡大防止措置の実施等により、公務公共関係労働者や会計年度任用職員等に賃金・労働諸条件で不利益や不合理な格差が生じないようにすること。

(6) 新型コロナ関連業務に関わる労働安全衛生を強化し、公務災害補償請求を促進すること

- ① 新型コロナ関連業務に係る職員の被災（感染）に関し、速やかに被災職員が公務災害補償もしくは労働災害補償の対象となるよう、労働者保護の立場で使用者責任の徹底をはかること。
- ② 公務上の被災（感染）等、職員の労働安全衛生に関わる課題については、安全衛生委員会の場で産業医の意見も踏まえつつ、再発防止の徹底（感染経路の特定及び施設の改善など）及び職員の安全の確保（職場の除染及び検査の実施など）など、職場労働安全衛生対策を進めること。
- ③ 職員の公務上の被災（感染）防止の観点から、自治体の責任で、消毒薬、マスク、防護服など必要な安全衛生備品を確保し、使用者としての安全配慮義務の徹底を図ること。また、人的接触が避けられない職場・部署の感染防止対策（定期的な検査の実施など）の強化を図ること。
- ④ 精神的緊張度が高い新型コロナウイルス感染症に関係する業務に従事したすべての職員に対し健康管理の徹底及び精神的ケア（PTSD 対策等）など、労働安全衛生に関わる措置を整備すること。

- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に関わる母性健康管理措置を念頭に、母性保護の立場を踏まえ妊娠中の職員に対する特段の安全配慮を講じること。
- ⑥ 感染時の重症化リスクが指摘されている、（ア）高年齢職員、（イ）基礎疾患がある職員、（ウ）免疫抑制状態にある職員に対し、安全衛生上の健康管理措置を講じること。
- ⑦ 職場における感染拡大リスクを軽減するため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、特別休暇（非正規の場合も有給の休暇）を付与するなど措置を講じること。
- ⑧ 新型コロナ感染が懸念される期間における被災自治体への職員派遣（対口派遣等）にあたっては、PCR 検査を実施するなど、派遣職員の健康管理の徹底を図り、新型コロナ感染拡大を防止すること。